

覚 書

環水土第 26 号
58農蚕第1402号
昭和58年3月9日

環境庁水質保全局土壌農薬課長

津 田 隆

農林水産省農蚕園芸局肥料機械課長

松 居 努

「肥料取締法の一部を改正する法律案」の国会提出に
際し、環境庁及び農林水産省は、下記のとおり了解する。

記

改正後の肥料取締法第31条第3項に規定する「植物
に害があると認められるに至つた場合」のうち、「肥料
に含まれる重金属等の土壌蓄積により植物に被害が生じ
た場合」に該当する事態が生じた場合には、農林水産省
は、その具体的な内容について環境庁に通知することと
する。